

防衛大学校規則を次のように定める。

昭和36年12月22日

防衛庁長官 藤枝泉介

防衛大学校規則

改正 昭和38年1月29日府訓第2号	昭和56年3月30日府訓第12号	平成12年3月31日府訓第48号
昭和38年6月7日府訓第27号	昭和57年4月12日府訓第18号	平成13年1月6日府訓第2号
昭和39年4月1日府訓第9号	昭和59年6月30日府訓第37号	平成13年3月30日府訓第56号
昭和39年8月14日府訓第29号	昭和60年3月15日府訓第7号	平成14年3月25日府訓第15号
昭和40年4月1日府訓第26号	昭和60年9月6日府訓第32号	平成17年3月28日府訓第22号
昭和41年3月28日府訓第6号	昭和61年3月13日府訓第5号	平成18年3月24日府訓第8号
昭和41年9月9日府訓第28号	平成元年3月24日府訓第29号	平成18年3月27日府訓第12号
昭和42年6月23日府訓第11号	平成3年3月2日府訓第3号	平成18年7月28日府訓第83号
昭和43年4月1日府訓第15号	平成4年3月31日府訓第16号	平成19年1月5日府訓第1号
昭和45年8月1日府訓第30号	平成7年3月30日府訓第25号	平成19年3月28日省訓第17号
昭和46年4月1日府訓第15号	平成7年7月21日府訓第47号	平成19年8月30日省訓第145号
昭和47年3月30日府訓第5号	平成8年3月29日府訓第21号	平成19年12月25日省訓第166号
昭和48年6月29日府訓第34号	平成8年9月25日府訓第47号	平成20年3月31日省訓第27号
昭和49年4月4日府訓第11号	平成9年1月17日府訓第1号	平成22年4月1日省訓第15号
昭和50年4月2日府訓第10号	平成9年3月28日府訓第7号	平成24年3月29日省訓第12号
昭和52年12月19日府訓第39号	平成12年3月24日府訓第31号	平成27年10月1日省訓第39号

防衛大学校規則（昭和34年防衛庁訓令第22号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 本科（第4条－第21条）
 - 第1節 教育訓練の目的及び方針（第4条・第5条）
 - 第2節 学生の定員及び修業年限等（第6条－第9条の2）
 - 第3節 学生の採用及び入校（第10条・第11条）
 - 第4節 修学（第12条－第18条）

第5節 進級又は卒業（第19条・第20条）

第6節 学生隊（第21条）

第3章 研究科（第22条－第32条）

第4章 雜則（第33条・第34条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛大学校の本科並びに理工学研究科及び総合安全保障研究科（以下「研究科」という。）の学生に対する教育訓練に関する必要な事項を定めるものとする。

（学年度）

第2条 防衛大学校の学年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（入校の時期）

第3条 本科学生及び研究科学生の入校の時期は、学年度の初めとする。

第2章 本科

第1節 教育訓練の目的及び方針

（教育訓練の目的）

第4条 本科における教育訓練は、本科学生（以下本章において「学生」という。）に将来自衛隊の幹部自衛官として必要な識見及び能力を与え、かつ、伸展性のある資質を育成することを目的とする。

（教育訓練の方針）

第5条 本科における教育訓練は、次の各号に掲げる方針に基づき、特に広い視野を開き、科学的な思考力を養い、豊かな人間性をつちかうことに留意して、その効果を総合発揮するよう計画実施しなければならない。

- (1) 教育訓練、規律ある団体生活及び学生の自発的に行う各般の活動において、心身をきたえ徳操をみがき人格のとうやに努めるとともに、自主自律、積極敢為の気風を養い、国家及び社会の一員としてはもとより、幹部自衛官としてその職責を尽し得る性格を育成する。
- (2) 教育課程においては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に準拠して、一般教育、人文・社会科学又は理工学及び防衛学に関する学理及びその応用を授け、幹部自衛官として必要な基礎となる学力及び技能を育成する。
- (3) 訓練課程においては、自衛隊の必要とする基礎的な訓練事項について鍛成し、幹部自衛官としての職責を理解してこれに適応する資質及び技能を育成する。
- (4) 学生全員の参加する体育活動及び各種の運動競技を奨励し、訓練とともに強健な体力とおうせいな気力を育成する。
- (5) あらゆる機会において、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の幹部自衛官となるべき者の間に、理解協力の気風を育成する。

第2節 学生の定員及び修業年限等

(学生の定員)

第6条 学生の定員は、2,120人とする。

(修業年限)

第7条 学生の修業年限は、4年とする。

(1学年の学生)

第8条 1学年の学生の数は、530人を基準とし、うち100人を人文・社会科学に、430人を理工学に配分する。

2 前項の配分は、入校の際に行うものとする。

(要員)

第9条 1学年の学生のうち、3等陸尉以上の陸上自衛官となるべき者（以下「陸上自衛官要員」という。）、3等海尉以上の海上自衛官となるべき者（以下「海上自衛官要員」という。）及び3等空尉以上の航空自衛官となるべき者（以下「航空自衛官要員」という。）の配分基準は、別に定める。

2 前項の配分は、第2学年進級の際に行なうものとする。

(学級)

第9条の2 第1学年の学生は、16学級に分ける。

2 1学級の学生の数は、33人を基準とする。

第3節 学生の採用及び入校

(受験資格)

第10条 学生を採用するための試験は、次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。

(1) 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健な者であること。

(2) 入校の時期において18歳以上21歳未満（自衛官からの志願者については18歳以上23歳未満）であること。

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者（入校の時期においてこれらの方に該当することとなる見込みの者を含む。）であること。

(入校)

第11条 防衛大学校長（以下「校長」という。）は、学生に採用した者に対して入校を命ずる。

第4節 修学

(課程)

第12条 防衛大学校において実施する課程は教育課程及び訓練課程とする。

(教育課程の専門区分)

第13条 教育課程における専門区分は、人文・社会科学にあつては人間文化学科、公共政策学科及び国際関係学科とし、理工学にあつては応用物理学科、応用化学科、地球海洋学科、電気電子工学科、通信工学科、情報工学科、機能材料工学科、機械工学科、機械システム工学科、航空宇宙工学科及び建設環境工学科とする。

(科目及び単位数等)

第14条 教育課程及び訓練課程の科目、単位数又は訓練時間数及び科目の履修方法は、別表第1に定めるところによる。

(学年別履修区分及び授業要目)

第15条 校長は、前条の規定により学生が履修すべき科目及びその単位数（訓練課程にあつては時間数）の学年別履修区分及び授業要目を定め、防衛大臣に報告しなければならない。

(修学に係る学生配分基準等)

第16条 教育課程の専門の各区分を履修させるための1学年の学生の配分の基準は、別表第2のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認めるときは、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、授業に支障がない限度において、これを変更することができる。

2 前項の配分は、第2学年進級の際に行なうものとする。

(単位及び科目の修得)

第17条 校長は、学年度末において、学年別履修区分により当該学年で履修すべきものと定められている科目について学生の修得の程度を評定し、その修得の程度が基準に達した者に対して、当該科目について当該年度に履修すべきものと定められている単位（訓練課程にあつては科目）を修得したことの認定を与えるものとする。

2 前項に規定する学生の修得の程度は、試験の成績、出席時数等を総合して評定するものとする。

(課程の実施の特例)

第18条 第14条に規定する課程の実施について必要がある場合は、あらかじめ防衛大臣の承認を得て陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊又は外国の士官学校等（幹部自衛官となるべき者に相当する者を教育訓練する外国の陸軍、海軍、空軍等の学校であつて、その国の学校教育制度上の大学に相当する教育を実施し、当該学校における課程を修了したものに対し、学位を授与しているものをいう。）に課程の実施を委託することができる。

第5節 進級又は卒業

(進級又は卒業)

第19条 校長は、学年が進級又は卒業に必要な教育課程の単位及び訓練課程の科目を修得し、かつ、学生としての服務が良好で進級又は卒業させることが適当であると認めたときは、当該学生を進級させ又は卒業させるものとする。

2 前項の進級又は卒業に必要な教育課程の単位及び訓練課程の科目は、防衛大臣の承認を得て、校長が定めるものとする。

3 校長は、第1項の規定により防衛大学校を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

4 校長は、毎学年度末に当該学年度の課程の実施概要を防衛大臣に報告しなければならない。

(修業期間の延長)

第20条 校長は、当該学年末において進級又は卒業させることはできないが成業の見込みがあると認める学生については、1回につき1年を限り当該学年における修業期間を

延長することができる。

- 2 前項の規定による修業期間の延長は、公務に起因する理由による場合又は国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条において準用する同法第3条の規定による育児休業による場合を除き、当該学生の在学中を通じて2回以内とする。ただし、公務に起因しない結核性疾患によつて引き続き2回延長された場合においてもこれを1回の延長として取り扱うものとする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、成績不良の理由によつて1回修業期間を延長された学生については当該学生の在学中を通じて同一の理由によつて再度修業期間を延長することができない。

第6節 学生隊

(学生隊)

第21条 学生をもつて学生隊を編成する。

- 2 学生隊に関し必要な事項は、校長が定める。ただし、学生隊の編成その他重要な事項については、防衛大臣の承認を得なければならない。

第3章 研究科

(教育訓練の方針)

第22条 研究科における教育訓練は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に準拠して実施しなければならない。

(1学年の研究科学生)

第22条の2 1学年の学生の数は、理工学研究科にあつては前期課程90人、後期課程20人、総合安全保障研究科にあつては前期課程20人、後期課程7人を基準とする。

(修業年限)

第23条 研究科学生の修業年限は、理工学研究科にあつては前期課程2年、後期課程3年とし、総合安全保障研究科にあつては前期課程2年、後期課程3年とする。ただし、理工学研究科前期課程及び総合安全保障研究科前期課程において優れた業績を上げた者の修業年限に関しては、1年以上で足りるものとし、理工学研究科後期課程及び総合安全保障研究科後期課程において優れた研究業績を上げた者の修業年限に関しては、次の各号に定める年数以上で足りるものとする。

- (1) 理工学研究科前期課程、総合安全保障研究科前期課程又は大学院設置基準による修士課程（以下「修士課程」という。）に2年以上在校又は在学し、それぞれの課程を卒業又は修了した者にあつては、それぞれの課程における2年の在校又は在学期間を含む3年
- (2) 前項の規定にかかわらず、理工学研究科前期課程、総合安全保障研究科前期課程又は修士課程において優れた業績を上げて、1年以上2年未満の在校又は在学期間でそれぞれの課程を卒業又は修了した者にあつては、当該課程の在学期間を含む3年
- (3) 第25条第2項第2号ウの規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められて選抜された者にあつては1年
(選抜)

第24条 研究科学生の選抜は、試験による。

(試験)

第25条 研究科学生を選抜するための試験は防衛大臣、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚学校長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官の推薦を受けた者について学校長が行う。

2 前項の推奨は、幹部自衛官（入校日において幹部自衛官となることが予定されている者を含む。）又は自衛官以外の隊員で次の各号の1に該当するもののうちから行わなければならない。

(1) 理工学研究科前期課程及び総合安全保障研究科前期課程

ア 防衛大学校を卒業した者

イ 学校教育法第102条本文に規定する者

(2) 理工学研究科後期課程及び総合安全保障研究科後期課程

ア 理工学研究科前期課程又は総合安全保障研究科前期課程を卒業した者及び入校日までに卒業見込みの者

イ 修士の学位を有する者及び入校日までに取得見込みの者

ウ その他学校長が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(専門区分及び大講座等)

第26条 理工学研究科における専門区分は、前期課程にあつては、電子工学専攻、機械工学専攻、航空宇宙工学専攻、物質工学専攻、情報数理専攻、境界科学専攻及び地球環境科学専攻とし、後期課程にあつては電子情報工学系専攻、装備・基盤工学系専攻及び物質・基礎科学系専攻とし、総合安全保障研究科の前期課程及び後期課程における専門区分は、総合安全保障専攻とする。

2 理工学研究科前期課程の専門区分ごとの大講座は、別表第3のとおりとする。

3 総合安全保障研究科前期課程における総合安全保障専攻のコースは、次のとおりとする。

(1) 國際安全保障コース

(2) 戰略科学コース

(3) 安全保障法コース

4 理工学研究科前期課程の学生は、いずれかの一の大講座に配分される。

5 理工学研究科後期課程の学生は、いずれかの一の専攻に配分される。

6 総合安全保障研究科前期課程の学生は、いずれかの一のコースに配分される。

(科目及び単位)

第27条 研究科学生が履修する科目及びその単位数は、学校長が定める。

2 研究科学生が修得する単位数は、前期課程30単位以上、後期課程10単位以上とする。

3 学校長は、第1項の規定により定めるときは、防衛大臣に報告しなければならない。

(授業要目)

第28条 学校長は、研究科学生が履修すべき科目の授業要目を定め防衛大臣に報告しなければならない。

(単位の修得)

第29条 学校長は、履修すべきとした科目について研究科学生の修得の程度を評定し、基準に達した者に対して当該科目について単位を修得したことの認定を与えるものとする。

2 前項に規定する研究科学生の修得の程度は、試験の成績及び出席時数等を総合して評定するものとする。

(卒業)

第30条 学校長は、研究科学生が履修すべきものと定められている単位を修得し、卒業論文の審査及び最終試験に合格したときは当該研究科学生を卒業させるものとする。

2 学校長は、前項の規定により研究科を卒業させる者に対して卒業証書を授与する。

3 学校長は、毎年度末に当該年度の教育実施概要を防衛大臣に報告しなければならない。

(修業期間の延長)

第31条 学校長は、修業年限が満了する際に卒業させることはできないが、成業の見込みがあると認める研究科学生については、公務に起因する理由による場合を除き1年限り、第25条の規定により推薦した者と協議のうえ修業期間を延長することができる。ただし、公務に起因しない結核性疾患による場合は、更に1年修業期間を延長することができる。

(成業の見込みのない者に対する原所属への復帰)

第32条 学校長は、成業の見込みがないと認めた者、その他引き続いて修業させることが適当でないと認めた者に対し、修業期間の中途において原所属への復帰を命ずることができる。

第4章 雜則

(表簿)

第33条 防衛大学校に備えなければならない表簿は、法令に別段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 学校日誌、担任教科表及び授業時間表
- (2) 学籍簿、出欠簿、身体検査に関する表簿及び診療表
- (3) 入校者の選考及びその成績に関する表簿

(委任規定)

第34条 この訓令に定めるもののほか、防衛大学校の運営に関し必要な事項は、学校長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和36年12月22日から施行する。
- 2 当分の間、第10条第1項中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれかにも該当しないもの」とあるのは、「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しないもの及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者でないもの」とする。

附 則（昭和38年1月29日府訓第2号）

この訓令は、昭和38年1月29日から施行する。

附 則（昭和38年6月7日府訓第27号）

この訓令は、昭和38年6月7日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年4月1日府訓第9号）

この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年8月14日府訓第29号）

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日府訓第26号）

1 この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

2 昭和38年度以前に採用した本科学生の修学については、なお従前の例によることがある。

附 則（昭和41年3月28日府訓第6号）

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年9月9日府訓第28号）

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年6月23日府訓第11号）

この訓令は、昭和42年6月23日から施行する。

附 則（昭和43年4月1日府訓第15号）

1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

2 昭和42年度以前に選抜された研究科学生については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年8月1日府訓第30号）

1 この訓令は、昭和45年8月1日から施行する。

2 改正後の防衛大学校規則（以下「新規則」という。）の規定は、昭和45年4月1日から適用する。ただし、新規則第28条の規定中オペレーションズ・リサーチに係る部分、別表第5造兵工学の項中応用電磁気に係る部分及び同表中オペレーションズ・リサーチに係る部分並びに別表第6造兵工学の項中応用電磁気学持論（4）、応用電磁気実験（2）及び磁気工学（4）に係る部分並びに同表中オペレーションズ・リサーチに係る部分は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年4月1日府訓第15号）

1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

2 昭和45年度以前に選抜された研究科学生に係る必修科目及び選択科目の科目及び単位については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年3月30日府訓第5号）

この訓令は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年6月29日府訓第34号）

1 この訓令中、第1条並びに附則第2項及び第5項は昭和48年6月29日から、第2条は同年10月1日から、第3条並びに附則第3項及び第4項は昭和49年4月1日から施行する。

2 昭和45年度に採用した本科学生の修学については、なお従前の例による。

3 昭和47年度以前に採用した本科学生は、改正後の防衛大学校規則第8条の規定にかかる

わらず、人文・社会科学を専攻することができないものとする。

- 4 昭和48年度以前に採用した本科学生の防衛学の履修については、なお従前の例による。
- 5 昭和47年度以前に選抜された研究科学生の修学については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年4月4日府訓第11号）

この訓令は、昭和49年4月4日から施行する。

附 則（昭和50年4月2日府訓第10号）

この訓令は、昭和50年4月2日から施行する。

附 則（昭和52年12月19日府訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和52年12月19日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日府訓第12号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月12日府訓第18号）

- 1 この訓令は、昭和57年4月12日から施行する。

- 2 昭和56年度以前に採用した本科学生の外国語の履修については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年6月30日府訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月15日府訓第7号）

- 1 この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

- 2 昭和58年度以前に採用した本科学生のうち理工学を専攻する学生の外国語の履修については、なお従前の例による。

- 3 昭和59年度以前に採用した本科学生の訓練課程の科目の履修については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年9月6日府訓第32号）

この訓令は、昭和60年9月6日から施行する。

附 則（昭和61年3月13日府訓第5号）

- 1 この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 昭和58年度以前に採用した本科学生のうち理工学を専攻する学生の別表第2（教育課程）の表理工学専門の項に掲げる科目の履修については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月24日府訓第29号）

- 1 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 昭和63年度以前に採用した本科学生（修業期間の延長により、平成元年度以降に採用された本科学生と同一学年となった者を除く。）の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月2日府訓第3号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日府訓第16号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日府訓第25号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月21日府訓第47号）

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に選抜された研究科学生の修学については、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日府訓第21号）

- 1 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に採用した本科学生（修業期間の延長により、平成8年度以降に採用された本科学生と同一学年になった者を除く。）の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成8年9月25日府訓第47号）

この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日府訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年3月28日府訓第7号）

- 1 この訓令は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に採用した本科学生（修業期間の延長により、平成8年度以降に採用された本科学生と同一学年になった者を除く。）の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月24日府訓第31号）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に採用した本科学生（修業期間の延長により、平成12年度以降に採用された本科学生と同一学年になった者を除く。）の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。
- 3 平成11年度以前に選抜された理工学研究科学生の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この訓令による改正前の防衛大学校規則の規定による理工学研究科の課程を卒業した者は、この訓令による改正後の防衛大学校規則の適用については、改正後の防衛大学校規則の規定による理工学研究科前期課程を卒業した者とみなす。

附 則（平成12年3月31日府訓第48号）（抄）

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日府訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日府訓第56号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日府訓第15号）

- 1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に選抜された理工学研究科学生の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日府訓第22号）

- 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成16年度以前に採用した本科学生（修業期間の延長により、平成17年度以降に採用した本科学生と同一学年となったものを除く）の修学については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月24日府訓第8号）

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に選抜された理工学研究科前期課程の学生の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月27日府訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日府訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日府訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月28日省訓第17号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成16年度以前に採用した本科学生（修業期間の延長により、平成17年度以降に採用した本科学生と同一学年となった者を除く。）の修学については、なお従前の例による。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日省訓第27号）（抄）

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 平成19年度以前に選抜された総合安全保障研究科学生の修学については、この訓令の施行後も、なお従前の例による。

- 3 この訓令による改正前の防衛大学校規則の規定による総合安全保障研究科の課程を卒業した者は、改正後の防衛大学校規則の規定による総合安全保障研究科前期課程を卒業したものとみなす。

附 則（平成22年4月1日省訓第15号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日省訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成24年4月1日（附則第3項及び第4項において「施行日」という。）から施行する。

- 3 第4条の規定による改正後の防衛大学校規則別表第1の規定は、施行日以後に本科学生となった者について適用する。

附 則（平成27年10月1日防衛省訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

(教育課程)

部 門	区 分	科 目	履 修 単 位 数		科目の履修方法
			人文・社会科学を専攻する学生	理工学を専攻する学生	
教養教育		数学、物理学、化学序論、安全科学総論その他学校長の定める科目	24		校長が定めるところにより履修するものとする。
		憲法、国際法、心理学、思想と文化、法学、安全科学総論その他学校長の定める科目		24	
外国語		英語、独語、仏語、露語、中国語、朝鮮語、アラビア語、ポルトガル語、日本語	14		英語（12単位）及び英語以外の1科目（2単位）を履修する。
体育		体育理論、体育実技	6		全科目履修
専門基礎	人文・社会科学専門	歴史学、人間学、政治学、経済学、憲法、国際法概論その他学校長の定める科目	18		校長が定めるところにより履修するものとする。
	理工学専門	数学、物理学、化学、演習、実験その他学校長の定める科目		30	
人文・社会科学専門	人間文化学科	異文化コミュニケーション論、日本語文化論、文化地理学、地域思想論、文化人類学、欧米史概論、人間文化研究、卒業研究その他学校長の定める科目	66		それぞれの区分ごとに学校長が防衛大臣の承認を得て定めるところにより、そのいずれか一の区分を履修するものとする。
	公共政策学科	公共政策総論、法学、公共政策研究、危機管理政策、卒業研究その他学校長の定める科目	66		
	国際関係学科	国際政治学、国際政治史、国際法、政治外交史、軍	66		

		事史、危機管理政策、卒業研究その他校長の定める科目		
理工学専門	応用物理学科	応用数学、熱力学、力学、電磁気学、統計力学、連続体力学、量子力学、演習、実験、卒業研究その他校長の定める科目		54
	応用化学学科	分析化学、応用無機化学、応用有機化学、応用物理化学、高分子化学、反応化学、燃料化学、火薬学、生命化学、細胞生物学、演習、実験、卒業研究その他校長の定める科目		54
	地球海洋学科	海洋学、地圏科学、天文學、振動波動学、リモートセンシング、大気科学、航空気象学、海洋計測工学、演習、実験、卒業研究その他校長の定める科目		54
	電気電子工学科	電気磁気学、電気回路、電気数学、電子理論、電気計測、演習、実験、卒業研究その他校長の定める科目		54
	通信工学科	電気磁気学、電気回路、通信工学、光波工学、電波工学、演習、実験、卒業研究その他校長の定める科目		54
	情報工学科	電気回路、論理回路、計算機システム概論、情報数学、プログラミング言語、制御システム論、情報と符号化、演習、実験、卒業研究その他校長の定める科目		54
	機能材料学科	電気磁気学、電気回路、		54

	料工学科	固体物性、電子物性、材料熱力学、材料力学、電気化学、演習、実験、卒業研究その他学校長の定める科目			
	機械工学科	熱力学、流体力学、材料力学、機械材料、機械力学、演習、製図、実習、実験、卒業研究その他学校長の定める科目		54	
	機械システム工学科	熱力学、流体力学、機械力学、制御工学、材料力学、演習、製図、実習、実験、卒業研究その他学校長の定める科目		54	
	航空宇宙工学科	空気力学、航空熱力学、航空材料力学、航空機力学、航空制御工学、実験、卒業研究その他学校長の定める科目		54	
	建設環境工学科	材料力学、流体力学、測量学、構造力学、水理学、土質力学、製図、実習、実験、卒業研究その他学校長の定める科目		54	
防衛学		防衛学基礎、国防論、軍事史序論、戦略、軍事と科学技術、作戦、陸上作戦、海上作戦、航空作戦、統率その他学校長の定める科目	24	陸上作戦は陸上要員のみ履修 海上作戦は海上要員のみ履修 航空作戦は航空要員のみ履修 学校長が定めるところにより履修するものとする。	

備考1 各科目に対する単位数は、学校長の定めるものとし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、毎週1時間15週の講義をもつて1単位とする。
- (2) 演習については、毎週2時間15週の演習をもつて1単位とする。
- (3) 実験、実習、製図、体育実技等の実習場等で行われる授業については、毎週3時間15週の実験、実習等をもつて1単位とする。

2 学校長は、この表の規定により科目及び科目的履修方法を定めるときは、その都度防衛大臣に報告しなければならない。

(訓練課程)

部 門	区 分	科 目	時間数	科目的履修方法等
共通訓練		補導、基本教練、戦闘訓練、野外勤務、武器、短艇、安全管理、衛生、教育法、水泳、スキー、戦跡研修、部隊見学、その他陸上、海上及び航空の基礎的訓練科目	1,005	1 共通訓練の科目については、全科目を履修する。 2 専門訓練の科目については、陸上自衛官要員につては陸上要員訓練の科目のみ、海上自衛官要員につては海上要員訓練の科目のみ、航空自衛官要員につては、航空要員訓練の科目のみを履修する。
専門訓練	陸上要員訓練	補導、戦闘訓練、野外勤務、野戦築城、通信、武器、部隊実習、見学実習等		
	海上要員訓練	補導、短艇、運用、航海、通信、信号、気象、水泳、乗艦実習、航空実習等		
	航空要員訓練	補導、基地警備、航法、搭乗訓練、航空機整備、通信、保命、航空交通管制、部隊実習等		

注：各科目に対する時間数は、学校長が定めるものとする。

別表第2（第16条関係）

人間文化学科	公共政策学科	国際関係学科	応用物理学科	応用化学学科	地球海洋学科	電気電子工学科	通信工学科	情報工学科
30人	35人	35人	33人	33人	30人	45人	33人	45人

機能材料工学科	機械工学科	機械システム工学科	航空宇宙工学科	建設環境工学科
33人	45人	45人	55人	33人

別表第3（第26条関係）

専門区分	大 講 座
電子工学専攻	電気システム工学
	電子機能工学
	情報通信工学
機械工学専攻	材料・加工システム
	熱・流体応用工学
	動力学システム
航空宇宙工学専攻	機体システム
	飛行システム
物質工学専攻	材料工学
	素材・エネルギー化学
情報数理専攻	数理科学
	情報システム
境界科学専攻	応用物理
	基礎物理
地球環境科学専攻	地球宇宙科学
	土木環境工学